

議案第106号

小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険条例（昭和35年小松島市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月3日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小松島市国民健康保険条例（昭和35年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、この条例による改正後の小松島市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。